

**令和7年度  
池田市・箕面市・豊能町・能勢町  
指定障害福祉サービス事業者等集団指導  
《訪問系サービス》  
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)**

**池田市・箕面市・豊能町・能勢町  
広域福祉課 障害事業者グループ**

1. 運営指導における主な指導事項について
2. 大阪府内 訪問系の行政処分事例について
3. 事業運営上の重点事項

# 1. 運営指導における主な指導事項について

# 1. 運営指導における主な指導事項について

令和5年度から令和7年度に広域福祉課管内で運営指導を実施した訪問系サービス  
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)での主な指導事項

指摘事項	指摘内容
重要事項説明書	重要事項説明書に記載すべき「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること
	重要事項説明書及び契約書等の書面については、利用者の障害の特性に応じて適切な対応を行うこと（点字版・拡大文字版・録音テープ版・手話通訳・ルビ版・絵文字版・ビデオテープ版など）
	重要事項説明書に記載されているその他徴収額が運営規程で定めた料金と異なる金額が記載されているため、統一すること
	重要事項説明書に記載されている利用料が誤った金額を記載しているため、正しい単位数で計算された金額を掲載すること
運営規定	運営規程に記載されている事業所の人員について、現状と異なる人数を記載されている。記載については、国が定める最低基準の人数（○○人以上）の記載で良い
	運営規定に記載されている「虐待防止のための措置に関する事項」で令和6年度報酬改定で義務化された「虐待防止委員会の設置」に関する記載が無いため、改めること

指摘事項	指摘内容
運営規定	運営規程と重要事項説明書の内容に齟齬が無いよう確認すること。運営規程を変更する際は、変更後10日以内に変更届を提出すること
	運営規定で定めた通常事業の実施地域が指定時から変更されているが、変更届が出されていないため、変更の際は変更届を提出し、重要事項説明書の内容も統一しておくこと
勤務形態	従業者の勤務形態の整備にあたり、従業者の「日々の勤務時間」、管理者・サービス提供責任者等「職務の内容」、「常勤・非常勤の別」「管理者との兼務内容」を明示した月ごとの勤務票を整備すること
	複数の事業所の業務に従事する直接処遇職員（ヘルパー等）がいる場合は、各事業所における勤務時間の切り分けを明確に行うこと
受給者証	<p>契約支給量の変更や解約等、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した際には、次の事項を受給者証に記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供終了日</li> <li>・サービス提供終了月の終了日までの既提供量</li> </ul>
居宅介護計画	サービス提供責任者は、居宅介護支援計画を作成した際は、当該居宅介護支援計画を利用者及び利用者等に対して相談支援を行う相談支援事業所等へ交付した記録を残すこと
サービス提供実績記録票	派遣される従業者の種別により所定単位が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 (従業者の種別については「実績記録票」の備考欄に記載すること)

指摘事項	指摘内容
業務継続計画	感染症又は非常災害の発生時に備え策定した「業務継続計画」につき、定期的（年1回以上）に研修及び訓練（シミュレーション）を実施し、組織的な共有を図るとともに、その内容について記録を残すこと
虐待の防止・身体拘束の禁止	<p>虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待防止委員会を設置し、定期的（年1回以上）に開催すること</li> <li>2. 虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に開催すること</li> <li>3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと</li> </ol>
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的（年1回以上）に会議を開催し、その内容を従業者に周知徹底を図ること。委員会は虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない	身体拘束等適正化委員会及び虐待防止委員会が定期的に開催されていることは確認出来たが同委員会で対応が求められている、身体拘束等または虐待の発生時に当該事案を報告するための様式が整備されていないため、報告様式を整備し、報告の手順を含め従業者に周知すること
ハラスメント対策	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（セクハラ、パワハラ等）により従業者の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化と従業者への周知・啓発、対応窓口・担当者の設置等適切に相談に対応出来る体制の整備に取り組むこと
掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他申込者の指定居宅介護等の選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。</p> <p>各サービスの重要な事項説明書を掲示板等に掲示する方法の他、ファイリングしたものを見つける方法でもよい</p>
会計の区分	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業者ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他事業の会計と区分すること

## 2. 大阪府内 訪問系の行政処分事例について

## 2. 大阪府内 訪問系の行政処分事例について

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和 4 年 5 月 31 日 (指定取消)	茨木市	訪問介護 居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<b>介護保険法に違反</b> （障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号） 居宅介護・重度訪問介護・同行援護と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。
令和 5 年 4 月 30 日 (指定取消)	豊中市	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	<p><b>【居宅介護】</b>  <b>不正請求</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年 6 月から令和 3 年 5 月までの介護給付費の請求について、複数の利用者に対して、その利用者よりも少ない人数のヘルパーまたは無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、1 対 1 の個別支援があったかのように見せかけ、虚偽のサービス提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。</li> <li>令和 2 年 8 月及び令和 3 年 4 月の介護給付費の請求について、無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、別のヘルパーがサービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。</li> </ul> <p><b>【重度訪問介護、行動援護】</b>  <b>法令違反</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護において介護給付費を不正に請求し、指定取消処分に該当する違反行為を行ったことから、居宅介護と一体的に運営していた重度訪問介護及び行動援護についても、指定を取り消すもの。</li> </ul>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和 5年 5月 31 日 (指定取消)	豊中市	居宅介護 重度訪問介護	<p><b>【居宅介護】</b></p> <p><b>介護給付費の不正請求</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号に該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、事業所事務員の関係者 1 名に対して、令和 4 年 1 月から令和 5 年 1 月までの間、公的サービスを提供していないにもかかわらず、おおよそ週に 1 回、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする記録を作成して、介護給付費の請求を行い受領した。</li> <li>事業者は、ヘルパー 2 名が居宅介護従業者の資格を取得するまでの間、資格がないにもかかわらず、居宅介護の提供を行わせ、もって介護給付費の請求を行い受領した。なお、無資格者による居宅介護の提供は、1 名は令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 26 日までの間、もう 1 名は令和 3 年 4 月 8 日から令和 3 年 9 月 14 日までの間で、提供回数は、合計 296 回である。</li> <li>事業者が居宅介護を提供し、もって請求した介護給付費のうち、身体介護中心型の所定単位数を算定したものについて、利用者 1 名に対し、令和 3 年 2 月から令和 5 年 1 月までの間、全 235 時間の身体介護の提供のうち 4 時間分を除いて、実際には身体介護を行っておらず、家事援助に相当する支援を行っていた。</li> </ul> <p><b>虚偽の報告及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</b> (障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号及び第 10 号に該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、事業所事務員の関係者が公的サービスを受給する予定がないにもかかわらず、居宅介護の支給決定を受けるための助言を事業所事務員に行い、事業所事務員が関係者に対して行っている私的な支援を、事業者の公的サービスであるかのように装った。また、そのために、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成して、市の監査で提出した。</li> <li>事業者は、居宅介護従業者の資格がない者 2 名に居宅介護の提供をさせた。その期間は、1 名は令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 26 日までの間、もう 1 名は令和 3 年 4 月 8 日から令和 3 年 9 月 14 日までの間である。加えて、このうち 1 名は、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、居宅介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。</li> <li>事業者は、利用者 1 名について、令和 3 年 2 月から令和 5 年 1 月までの間、実際にはほとんど身体介護を行っていないにもかかわらず、身体介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。</li> </ul>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和 5 年 5 月 31 日 (指定取消)	豊中市	居宅介護 重度訪問介護	<p><b>虚偽答弁</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号に該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、市が監査で行った事情聴取において、事業者が公的サービスを提供していない者に対して、管理者自らが居宅介護を提供していると述べた。</li> <li>管理者は、市が監査で行った事情聴取において、実際には訪問看護師が入浴の見守りをしている利用者について、訪問看護師が退出した後でヘルパーが入浴支援を行っていると、事実とは異なる答弁をした。</li> </ul> <p><b>【重度訪問介護】</b>  <b>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</b>  (障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号に該当)</p> <p>事業者が同一事業所で行う指定重度訪問介護について、一体的に運営されている指定居宅介護において上記のとおり、指定取消処分に相当する法令違反が認められた。</p>
令和 5 年 6 月 1 日 (指定取消)	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p><b>介護保険法に違反</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号）</p> <p>指定障害福祉サービスの事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。</p>
令和 5 年 7 月 11 日 (指定取消)	守口市	居宅介護	<p><b>不正請求</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）</p> <p>令和 3 年 6 月から令和 5 年 3 月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和5年12月31日 (指定取消)	茨木市	居宅介護 重度訪問介護	<p><b>不正の手段による指定</b>（障害者総合支援法第50条第1項第8号）            指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。また、申請書類に管理者兼サービス提供責任者とされた者の虚偽の署名を行い、あたかも本人が署名したかのように見せかけて本市に指定申請を行い指定を受けた。</p> <p><b>不正請求</b>（障害者総合支援法第50条第1項第5号）            少なくとも、4名の利用者について、令和4年10月13日から令和4年11月27日までの期間の一部の指定居宅介護の提供において、支援実態がないにも関わらず介護給付費を不正に請求した。</p> <p><b>帳簿書類その他の物件の提出拒否</b>（障害者総合支援法第50条第1項第6号）            本件事業者に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、指定した期日までにその提出がなかった。なお、本件事業者代表から、事業所の運営を任せていたと申出のあった別法人代表に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、その法人からも指定した期日までに帳簿及び書類の提出がなかった。</p> <p><b>人員基準違反</b>（障害者総合支援法第50条第1項第3号）            事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年4月30日までの間、管理者を事業所に設置していなかった。令和4年11月15日から令和4年12月21日の間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b>（障害者総合支援法第50条第1項第4号）            少なくとも、事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年12月31日の期間において、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていなかった。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和 6 年 3 月 1 日 (指定取消)	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	<p><b>【居宅介護】</b>  <b>人格尊重義務違反</b>（障害者総合支援法 第 50 条第 1 項第 2 号）令和 4 年 5 月頃から令和 5 年 4 月までの間、従業員が利用者宅を訪問して身体介護 等のサービスを提供する居宅介護サービスにおいて、従業員が利用者 2 名に対して拳で腹部を殴るなどの行為を複数回行った。また、開始時期は不明だが、利用者 1 名については令和 5 年 1 月までの間、外 1 名については令和 5 年 4 月までの間において、夜間に居室から出られないよう外側から鍵をかけ閉じ込めた。</p> <p><b>介護給付費の請求に関する不正</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）      令和 2 年 1 月から令和 5 年 3 月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人役員や従業員ではない者の氏名を使用し、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。また、令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人代表自らがサービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p><b>【重度訪問介護】</b>  <b>障害者総合支援法その他法令違反</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号）      指定重度訪問介護事業と一体的に運営する 指定居宅介護事業 において、人格尊重義務違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われたことから、令和 6 年 3 月 1 日付けで指定居宅介護事業者の指定が取消されることになったため。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和 6 年 6 月 18 日 (指定取消)	高槻市	居宅介護 重度訪問介護	<p><b>介護保険法に違反</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号）</p> <p>(1)令和 4 年 5 月から令和 5 年 8 月までの間、同一建物減算の算定を逃れようと、居宅介護サービス費の請求に関する不正を行った。 (介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号に該当)</p> <p>事業者は、令和 4 年 5 月から令和 5 年 8 月までの間、同一建物減算を算定する必要性を認識しながら、契約上の事業所を故意に変更することにより、それぞれの訪問介護事業所が、1 つの建物に居住する入居者に対し 1 月当たり 19 人を超えない範囲でサービス提供をしているように装い、居宅介護サービス費を請求し、同一建物減算を逃れようとした。</p> <p>(2)令和 4 年 5 月から令和 5 年 9 月までの間、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問サービス事業所の指定基準における管理者及びサービス提供責任者の専従要件を満たしていなかった。 (介護保険法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 115 条の 45 の 9 第 1 号に該当)</p> <p>令和 4 年 5 月から令和 5 年 9 月までの間、当該事業所の管理者及びサービス提供責任者は、同一敷地内にはない「有料老人ホームナチュラル高槻安満」の管理者を兼務していた。(3)指定介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法に違反する事実があった（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号に該当）</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和 6 年 7 月 1 日 (指定取消)	東大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p><b>介護給付費の不正請求</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号）指定居宅介護の 3 名の利用者について、サービスを提供する予定がないにも関わらず、利用契約を締結し、令和 2 年 1 月から令和 5 年 1 月までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p><b>虚偽の報告</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号）            ① サービスの提供記録や従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、虚偽の書類を作成し、本市に提出した。            ② 法人代表者は、監査の聴き取りにおいて、雇用実態のない 4 名の従業者が実際に勤務しているように装うため、また、実態がないサービスの提供を実際に行ったかのように装うため、虚偽の報告を行った。</p> <p><b>他法令違反</b>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号）            指定居宅介護と一体的に運営する指定訪問介護のサービスにおいて、介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号で定める不正請求に該当した。</p>
令和 6 年 8 月 30 日 (指定取消)	吹田市	居宅介護重度 訪問介護	<p><b>不正の手段による指定</b>（総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号）            (1) 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。            (2) 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、サービス提供責任者として配置すると記載し、指定を受けた。            (3) 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、従業者として配置すると記載し、指定を受けた。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和6年 8月 30日 (指定取消)	吹田市	居宅介護 重度訪問介護	<p><b>不正の手段による指定</b>（総合支援法第50条第1項第9号）</p> <p>(1)指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。</p> <p>(2)指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、サービス提供責任者として配置すると記載し、指定を受けた。</p> <p>(3)指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、従業者として配置すると記載し、指定を受けた。</p>
令和6年 10月 22日 (指定取消)	泉大津市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p><b>他法令違反</b>（総合支援法第50条第1項第10号）</p> <p>同法人で障害福祉サービス事業と並行して運営する介護保険法における訪問介護事業において、不正な行為が行われた。</p>
令和7年 3月 1日 (指定取消)	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	<p><b>介護保険法違反</b>（総合支援法第50条第1項第10号）</p> <p>居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和7年 3月1日 (指定取消)	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p><b>介護保険法違反</b>（総合支援法第50条第1項第10号）</p> <p>居宅介護事業、重度訪問介護事業及び同行援護事業と一緒に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p>
令和7年 3月1日 (指定取消)	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	<p><b>介護保険法違反</b>（総合支援法第50条第1項第10号に該当）</p> <p>居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一緒に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p>

### 3. 事業運営上の重点事項

### 3. 事業運営上の重点事項

#### 令和6年度報酬改定の概要（訪問系サービス）

##### ①利益供与等の禁止

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚労省令第171号）

###### ●第38条

- 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

○解釈通知（最終改正 令和7年3月31日付 こ支障第86号 障発0331第21号）

- 指定事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者 （障害福祉サービス事業者以外の事業者） に対し、  
その対償として、金品等の利益の供与を行うこと。
- 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること



当該規定に違反するものと明確化

## ②特定事業所加算（居宅介護）

★重症心身障害児及び医療的ケア児を支援している事業所を評価★

### ○居宅介護の特定事業所加算の換算要件の見直し

→「重度障害者への対応」「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応を追加する。

○概要 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ▶ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ▶ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ▶ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ▶ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

### [現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）



### [見直し後]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者**並びに重症心身障害児及び医療的ケア児**の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者**並びに重症心身障害児及び医療的ケア児**の占める割合が50%以上）

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

### ③特定事業所加算（同行援護）

★専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価★

#### ○同行援護の特定事業所加算の換算要件の見直し

→「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、**「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。**

○概要 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ▶特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ▶特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ▶特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ▶特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

#### [現行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保・介護福祉士の割合30%以上・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）



#### [見直し後]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保
  - ・介護福祉士の割合30%以上
  - ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
  - ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上
  - ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上
  - ・**盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者20%以上**
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

## ④特定事業所加算（行動援護）

★良質な人材の確保とサービスの氏字の向上を図る★

### ○行動援護の特定事業所加算の換算要件の見直し

- ①加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対する医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ②加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ③加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

○概要 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ▶特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ▶特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ▶特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ▶特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

#### [現行]

- ① サービス提供体制の整備・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ② 良質な人材の確保・介護福祉士の割合30%以上・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）



#### [見直し後]

- ① サービス提供体制の整備・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等

・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

- ② 良質な人材の確保

・介護福祉士の割合30%以上・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上  
・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上  
・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材養成研修を修了した者

③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上ある者の占める割合が30%以上）

④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

## ⑤居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、

「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、  
3年以上介護等の業務に従事したもの」をサービス提供責任者とする」



### 令和6年度より暫定措置廃止

※あわせて、「居宅介護職員初任者研修過程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行った場合は、所定単位数30%を減算する」措置も廃止

上記研修課程修了者をサービス提供責任者として配置できません。  
配置を継続すると人員基準違反となりますのでご注意ください。

## ⑥通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

### [現行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

### [見直し後]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

※なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、  
指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

### ○概要

居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

（例）

①自宅

↓通所系サービスの事業所が送迎

②通所系サービス

↓通所系サービスの事業所が送迎

③自宅

↓通院等介助

④病院等

↓通院等介助

⑤自宅

（例）

①自宅

↓通所系サービスの事業所が送迎

②通所系サービス

↓通院等介助

③病院等

↓通院等介助

④自宅

参考

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和6年3月29日）問24

## ⑦入院中の重度訪問介護利用の対象拡大（重度訪問介護）

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、**特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。**

### [現 行]

**区分6**に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができない重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。



### [見直し後]

**区分4以上**に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができない重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

## ⑧入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

### «入院時支援連携加算【新設】» 300単位／回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

## ⑨熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

### [現行]

- ・障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。



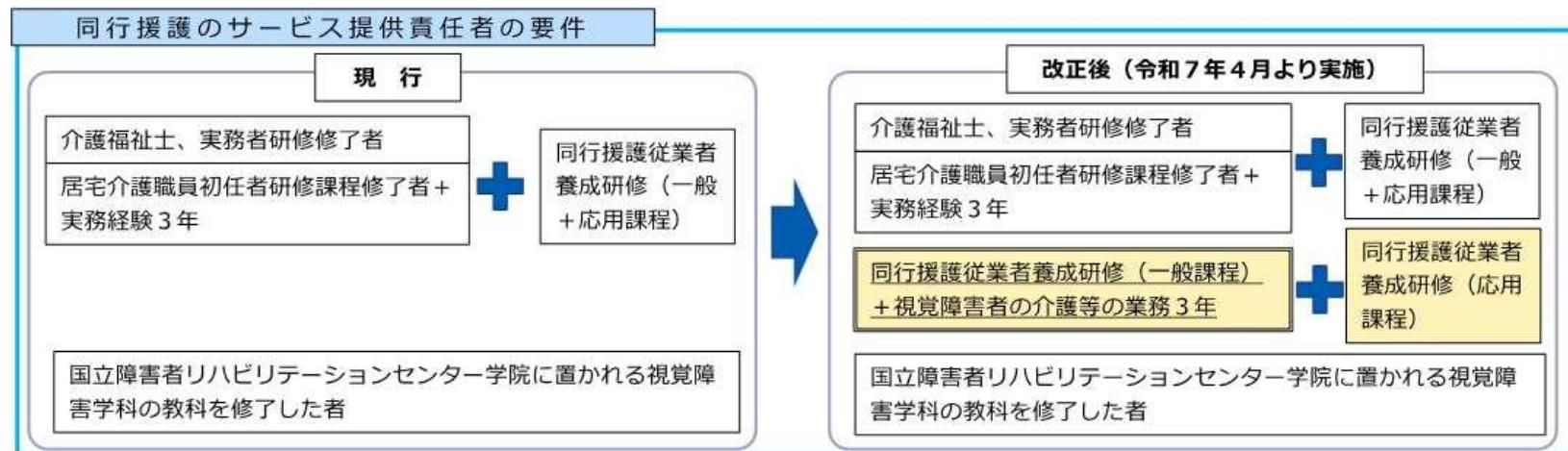
### [見直し後]

- ・障害支援区分6の利用者に対し、（中略）当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- ・**指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。**

## ⑩サービス提供責任者の資格要件の改正について（同行援護）

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者的人材確保を図るため、従来の要件に次の①及び②を満たすものを追加する。

- ①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
- ②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）



## ⑪従業者要件の経過措置の延長（同行援護）

【現在】

「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」  
による研修の修了者



令和6年3月31日までの間  
同行援護従業者養成研修の修了者とみなす

【改正後】

「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」  
による研修の修了者



同行援護養成研修  
新カリキュラムへの  
移行のため

令和9年3月31日までの間  
同行援護従業者養成研修の修了者とみなす  
(但し、現在みなし要件で同行援護に従事している者に限る)

## ⑫サービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長（行動援護）

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、  
「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について

令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する

研修受講お疲れさまでした。

令和7年度集団指導は以上です。

動画研修《共通編》紙面研修《サービス別》の両方を受講後、

受講アンケートをLogoフォームで回答してください。

回答は、事業者（指定番号）毎に行ってください。

回答が無い場合、集団指導未受講となり、運営指導の対象となります。